

各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 8 号
株 式 会 社 デ ジ タ ル ス ケ ー プ
代表取締役社長 藤 川 幸 廣
(コード番号:2430)

問 い 合 せ 先 常務取締役管理担当 篠 原 淳
(兼)最高財務責任者
電 話 番 号 03 - 5459 - 6200
(URL <http://www.dsp.co.jp>)

定款変更に関するお知らせ

今般、平成21年5月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成21年6月24日開催予定の第14回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)の施行に伴い、以下のとおり変更するものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項の規定により、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条(株券の発行)を廃止するものであります。
- (2) その他、必要な文言の加除、修正等、所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記各変更に伴う条数の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、下記のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|----------------------------------|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条～第6条(条文省略) | 第1条～第6条(現行のとおり) |
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| <u>第7条(株券の発行)</u> | (削除) |
| <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u> | |
| 第8条(株式取扱規程) | 第7条(株式取扱規程) |
| <u>当社の発行する株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u> の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。 | 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。 |

| | |
|--|---|
| <p>第9条（株主名簿管理人） 第3章 株主総会</p> <p>第10条（基準日） 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第16条（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第21条（条文省略） 第5章 監査役</p> <p>第22条～第24条（条文省略） 第6章 取締役及び監査役の責任免除</p> <p>第25条（条文省略） 第7章 計算</p> <p>第26条（条文省略） 第27条（剰余金の配当） 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第28条～第29条（条文省略）</p> | <p>第8条（株主名簿管理人） 第3章 株主総会</p> <p>第9条（基準日） 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第10条～第15条（現行のとおり） 第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条～第20条（現行のとおり） 第5章 監査役</p> <p>第21条～第23条（現行のとおり） 第6章 取締役及び監査役の責任免除</p> <p>第24条（現行のとおり） 第7章 計算</p> <p>第25条（現行のとおり） 第26条（剰余金の配当） 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第27条～第28条（現行のとおり）</p> |
|--|---|

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月24日（水）
定款変更の効力発生日 平成21年6月24日（水）

以上